

仕様書

1 業務名 小学校消火設備・避難器具等点検及び防火対象物点検業務

2 業務施行場所 指定場所

3 消火設備・避難器具等点検

(1) 施行場所 新紺屋小学校外 2 4 校

(2) 業務内容

屋内消火栓設備（消火栓＜非常用電源を含む＞・消火ホース）、消火器、避難器具（救助袋・避難はしご）及び避難誘導灯（誘導標識）の機器点検・総合点検、及び調整（ランプ・ヒューズの交換等軽微な修理を含む）、消火栓ホース耐圧試験（製造より 10 年を経過したもの、または 10 年以上経過したもので前回耐圧試験を行ってから 3 年を経過するものについて、易操作性 1 号消火栓及び 2 号消火栓のホースを除き耐圧試験を総合点検時に 1 回行う）。各校の設備については、別紙、消火栓及び避難器具設備設置状況一覧表を参照のこと。

(3) 点検実施時期及び点検項目

点検は次のとおり行うものとする。

1 回目 8 月～9 月 機器点検・総合点検

（8 月 12 日（火）・13 日（水）・14 日（木）・15 日（金）は学校閉庁日のため除く）

2 回目 2 月～3 月 機器点検

(4) 点検従事者

本作業については、消防法令及び消防庁告示により定められた点検の為に必要な消防設備士又は、消防点検資格者等の資格を持つ者が行うこと。

(5) 提出書類

年 2 回の点検終了の都度、消防法に基づく消防長又は、消防署長に対する消防用設備等点検結果報告書（避難誘導灯及び非常用点検票を含む）を作成し、総合点検完了時に所轄消防署に提出するものとする。消防署に提出した場合は、その写しを 3 部作成し、教育委員会 2 部及び学校長 1 部をそれぞれ提出すること。消防署に提出しない場合も同様に、教育委員会 2 部及び学校長 1 部をそれぞれ提出すること。

また、点検終了後、修理（取替）を要する個所の一覧表（見積書添付）及び不良箇所については写真及び図面を学校ごと 2 部作成し、教育委員会に提出すること。

4 防火対象物点検

(1) 施行場所 大里小学校・大里悠遊館

(2) 業務内容

消防法第 8 条の 2 の 2 に規定する防火対象物の点検及び報告を目的とする。

本仕様書に明記されていない事項であっても、関係法令に定める技術基準等を励行する義務を負うものとし、上記目的達成に必要な細部の事項については、教育委員会と協議の上、実施するものとする。

点検業務の対象施設

名称	用途	構造	階数	延べ面積(㎡)
甲府市立大里小学校	令別表第一 (1 6) 項イ	RC・鉄骨	地上 3 階	4, 836
大里悠遊館		RC	地上 1 階	323
合計				5, 159

(3) 点検実施時期及び点検項目

年1回行うものとする。2月～3月 防火対象物点検

(4) 点検従事者

防火対象物点検資格者の資格を持つ者が行うこと。

(5) 提出書類

点検終了後、防火対象物点検結果報告書及び防火対象物点検票等を作成し、消防署に提出すること。また、その写しを3部作成し、教育委員会2部及び学校長1部をそれぞれ提出すること。

5 委託料の支払い

年2回それぞれの点検終了後、報告書の提出を受け、その後に委託料を支払う。

6 その他

- (1) 点検の際は、学校の責任者と打合せのうえ立会いを求め、完了の際は確認を得ること。
- (2) 点検実施前に、点検実施日程表を学事課学事係へ提出すること。
- (3) 機種種の保守管理上、不明確な点、及び、消防法の規定に基づく消防長または消防署長に対する報告書等について、責任者に十分説明し資料の提供を行うこと。
- (4) 耐圧試験を行ったホースについては、表示をしておくこと。
- (5) その他詳細については、係員の指示に従うこと。